外国人住民施策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 市における市内に居住する外国人に対して行政サービスを円滑に提供するため、外国人住民施策庁内連絡会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 外国人住民対応に関すること。
 - (2) その他外国人住民対応に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

- 第3条 庁内会議は、別表に掲げる所属の所属長より選出された職員をもって組織する。
- 2 会長は、国際交流課長をもって充てる。
- 3 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した職員が会長の職務を代理する。

(会議)

- 第4条 庁内会議は、必要の都度会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる所属の追加をすることができる。 (庶務)
- 第5条 庁内会議の庶務は、国際交流課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

所属
広報課
国際交流課
政策企画課
市民税課
戸籍住民課
国保年金課
子育て給付課
保育入園課
クリーン推進課
住宅政策課
学務課
指導課